

被害者の権利と地域社会における被害者支援

北海道警察本部警務課犯罪被害者支援室

1 被害者の置かれた現状と被害者が求める支援

- (1) 被害者の声～被害者等は、自分が被害者等であることすら主張できず、ただひたすら黙って我慢しているのが一般的
本村 洋さん(山口県光市母子殺人事件の被害者遺族)
岡村 勲弁護士(全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事)
- (2) あまり知られていない被害者等の精神的被害の深刻さ
JR福知山線脱線事故、地下鉄サリン事件等
- (3) 被害者は何を求めているか
事件直後の精神状態
被害者の要望は多岐にわたっている。
- (4) 最近の犯罪情勢
誰もが被害者になる可能性がある時代～秋葉原の通り魔殺人事件、北海道内での通り魔殺人事件

2 被害者の権利

- (1) 犯罪被害者等基本法の制定(H17.4.1 施行)
- (2) 犯罪被害者等基本法制定までの社会における被害者支援の取組
犯罪被害給付制度の制定
犯罪被害給付制度発足 10 周年記念シンポジウム～被害者遺族の訴え
被害者相談室の開設
警察の被害者対策要綱の制定
被害者支援連絡協議会(又はネットワーク)の設置
- (3) 犯罪被害者等基本法制定後の動き
犯罪被害者等基本計画の閣議決定
北海道犯罪被害者等支援基本計画(H19.3.8 策定)
犯罪被害者支援法の制定

3 警察の被害者支援

- (1) 被害者支援要員の運用
- (2) 被害者支援情報の提供
- (3) 相談・カウンセリングの実施
- (4) 犯罪被害給付金の支給
- (5) 被害者の安全確保
- (6) 関係機関・団体との連携による支援
等

4 地域社会における被害者支援

- (1) 今後求められる被害者支援
ア 犯罪被害者等基本法の基本理念の実現
「再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることのない支援」
イ 基本理念実現のための具体的な取組
誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れない支援の実施
民間団体が関係機関と連携協力を図りつつ、各地域に根ざした自主的な活動を展開するための財政的支援を含めた援助
- (2) 地域社会で取り組まなければならない被害者支援
ア 関係機関・団体の連携による充実した被害者支援
イ 民間被害者支援団体の活動に対する支援の拡充
ウ 社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない地域社会づくり

工 地域社会の責務